

四 決算方法

大会直前の専任委員会及大会後六月日より二回決算報告をなす

第三條

本部門は第二條の目的貫徹の爲左の機関を置く

部長 部員会

(イ) 部長は本協議会大会選定による会計の兼任とし本部会計一切の責に任ず

(ロ) 部員会は部長各組合会計又は財務部員を以て構成し部長必要に応じて之を擴張す

第四條

本財政部は閣議本部予算構成したる場合は常任執行委員会に申し承認を経るを要す

第五條

本財政部は常任執行委員会及決定並に答申に應ずるものとす

第六條

但し緊急の場合は部長独断に依ることを得

第七條

部長は会計記録其他必要なる文書を保管するものとす

第八條

本財政部細則は昭和 年 月 日より施行す

議案第四

関東地方協議会青年部確立に關する件

議案第五

臨時雇制度撤廃闘争に關する件

議案第六

健康保険法改正要求運動に關する件

議案第七

戦線統一に關する件

議案第八

分裂メーデー反対に關する件

議案第九

帝國主義戦争反対闘争の件

— 全上 —